

# 大阪府広域火葬事務処理要領

(目的)

第1条 この要領は、大阪府広域火葬計画（以下「火葬計画」という。）に基づき、府、市町村（一部事務組合を含む。）及び近隣府県間の広域火葬に係る速やかな情報の伝達に必要な事項を定める。

(基礎資料の整備)

第2条 府は、火葬計画第2-1の規定により、次に掲げる基礎資料を作成し、市町村に周知する。

- (1)市町村等連絡調整担当部局一覧
- (2)火葬場連絡調整主管課等一覧
- (3)火葬場整備状況一覧
- (4)火葬場、臨時ヘリポート等配置図
- (5)火葬場の案内図
- (6)その他必要な資料

2 市町村は、大規模災害時において資器材の調達・運搬、火葬等の広域的応援の円滑な推進を確保するため、前項に掲げられた資料を常備・活用する。

(通報先及び方法)

第3条 府がこの要領の規定に基づき行う通知等は、市町村へ行うものとする。

2 市町村がこの要領の規定に基づき行う報告等は、府へ行うものとする。

(火葬場被害状況報告)

第4条 火葬計画第3-2の規定による報告は、火葬場被害（復旧）状況報告（様式第1号）により行うものとする。

(広域火葬応援の要請)

第5条 火葬計画第3-3の規定による広域火葬応援の要請は、府へ電話等で、死亡者数、火葬依頼遺体数等を速やかに通報し、おって広域火葬応援要請（様式第2号）を送付することにより行うものとする。

2 前項の広域火葬応援要請は、被災市町村の区域内における死亡者数の大幅な変動等により、新たにその必要が生じたときはその都度行うものとする。

(広域火葬の協力依頼)

第6条 府は、前条の規定による被災市町村から受けた広域火葬応援要請に基づき、協力依頼するときは、広域火葬協力依頼（様式第3号）により行うものとする。

2 前項の広域火葬協力依頼は、前条第2項に対応してその都度行う。

(広域火葬の受入回答)

第7条 前条により依頼を受けた場合、市町村は直ちに火葬受入計画等を検討し、府へ速やかに広域火葬受入報告（様式第4号）を送付するものとする。

(応援火葬場の割り振り、連絡等)

第8条 火葬計画第3-4による割り振りは、前条に規定する広域火葬応援受入報告の到達後、応援火葬場割り振り（計画）表（様式第5号）を作成することにより行うものとする。

- 2 府は、被災市町村へ応援火葬場割り振り通知（様式第6号）を、また、広域火葬応援を行う市町村へ応援火葬場割り振り通知（様式第7号）を送付するものとする。
- 3 火葬計画第3-10による報告は、広域火葬実施日報（様式第8号）により毎日行うものとする。

（広域火葬応援依頼の終了）

第9条 被災市町村の担当部局は、広域火葬応援の必要がなくなる前日までに府へ電話等でその旨を連絡し、完了したときは、速やかに広域火葬依頼実績報告（様式第9号）を提出するものとする。

（広域火葬応援実績の報告）

第10条 府は、前条の連絡を受けたときは直ちに広域火葬応援を行っている市町村にその旨を連絡するものとする。

2 前項の連絡を受けた市町村及び民間の火葬場設置者は、速やかに府へ広域火葬実施報告（様式第10号）を提出するものとする。

（近隣府県等からの広域火葬応援に係る対応）

第11条 近隣府県等から広域火葬応援の要請があった場合は、第7条から前条までの規定に基づき対応する。

（その他）

第12条 この要領の実施に関しその他必要な事項は、府が適宜開催する市町村火葬等主管課長会議において協議し、別に定める。

附 則

この要領は、平成11年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成12年4月13日から適用する。

附 則

この要領は、平成16年2月24日から適用する。

附 則

この要領は、平成26年7月7日から適用する。